

立憲民主党つながる本部事務局 御中

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

御質問に対する回答の送付について

平素よりお世話になっております。

2月14日に開催されましたNPO関連予算にかかる公開ヒアリングにおきまして、傍聴の方からいただきました御意見に対して、文書にて回答させていただきます。

(御意見内容)

① 高齢者が入院等によりペットが取り残され、ケアマネージャーやソーシャルワーカーより取り残されたペットの扱いに困り動物看護師に相談がある。飼い主に金銭的余裕があればシッターなどに繋ぐことが出来るのですが、お金がない場合、ボランティアでペットの世話をを行うようになり、動物看護師の業務を圧迫している。

厚生労働省の保険外維持費サービスでは、ペットのお世話をしてよいとなっているが、ほとんどお金を払うことが出来ない人が多く業務を圧迫している。

環境省からもガイドラインを出していると思いますが、多頭飼育等も含め省庁横断的に対策を取っていただきたい。

○ 環境省では、高齢者が犬猫を飼う際の注意点や適切な飼い方について、普及啓発資料などを用いて呼びかけを行っている。例えば、世話に必要な体力やすまいがあるかなど飼う前にチェックすべきことや、家族や友人など一時的な預け先を見つけておくことなどを紹介している。

なお、厚生労働省の保険外維持費サービスの取扱いについては、厚生労働省の担当部局にご確認いただきたい。

○ また、環境省においては、令和3年3月に「多頭飼育対策ガイドライン」を策定している。その中で、多頭飼育問題はその問題の複雑さから、動物部局のみならず福祉部局などが連携して対応することが重要であることについて記載している。なお、ガイドラインの策定時には、厚生労働省と連名で地方公共団体の所管部局に通知するなど、関係機関の連携を呼びかけている。

○ 環境省としては現場での部局横断的な取組が進むよう、引き続き関係省庁と連携してガイドラインに沿った取組の重要性を呼びかけるなどの対応を進めてまいりたい。

**【参考】**

「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」

[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/pamph/r0303a.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0303a.html)

「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン ～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」の策定について（周知）

[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1\\_law/files/n\\_59.pdf](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/files/n_59.pdf)